

## 議案第5号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程  
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程（平成15年8月1日施行）の一部  
を次のように改正する。

第30条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月9日から施行し、令和2年12月10日支給の期末手当  
から適用する。